

岐阜県医師国民健康保険組合からのお知らせ

令和 7 年 11 月 30 日

令和 7 年度 未就学児に係る子育て世帯への経済負担の軽減措置について

国の子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保組合に加入する未就学児（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者に対する財政支援制度が令和 4 年度から実施されており、今年度も引き続き下記のとおり実施いたします。

記

1. 軽減措置の内容

毎年 11 月 30 日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、未就学児に係る子育て世帯の保険料を軽減する目的として、当該年度の 12 月以降に賦課する当該世帯の保険料から未就学児である被保険者 1 人につき 12,000 円を返還する形で充てることとします。

2. 留意事項

- 年度途中に当組合に加入した場合であっても、基準日（11 月 30 日）時点で当組合に加入している場合は返還の対象となり、返還額については加入月数にかかわらず一律 12,000 円です。
- 11 月 30 日前に当組合を脱退している場合、12 月 1 日以降に当組合に加入した場合、いずれも返還の対象なりません。
- 11 月 30 日以前に被保険者の資格を取得した未就学児の届書が 11 月 30 日以降に提出された場合についても返還の対象となります。なお、異動の届出は 14 日以内に行うよう法令により義務づけられています。
- 対象の被保険者世帯に対して令和 8 年 1 月中に当組合から直接、保険料の補助申請書を送付し、令和 8 年 3 月中旬に指定口座へ振込む形で各世帯に返還する予定です。

ご不明な点は下記までお問合せください。

＜お問い合わせ＞

岐阜県医師国民健康保険組合

TEL : 058-274-1120 FAX : 058-274-6293

担当 : 清水